

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載  
 【部門区分】第2部門第5区分  
 【発行日】平成18年10月26日(2006.10.26)

【公表番号】特表2006-513089(P2006-513089A)

【公表日】平成18年4月20日(2006.4.20)

【年通号数】公開・登録公報2006-016

【出願番号】特願2004-566909(P2004-566909)

【国際特許分類】

**B 60 R 5/04 (2006.01)**

【F I】

B 60 R 5/04 T

【手続補正書】

【提出日】平成18年9月5日(2006.9.5)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

床を有する車両区画内で用いられる荷物管理装置において、

前記床内に配置されたハウジングであって、保管区画を画成する壁を備えるハウジングと、

閉位置と少なくとも1つの開位置との間で移動可能となるように、前記ハウジングに操作可能に固定された荷床であって、前記閉位置にあるとき、前記保管区画を覆い、前記1つの開位置にあるとき、前記保管区画へのユーザの接近を許容し、ピンが荷床の部分から延在する荷床と、

前記車両区画に移動可能に固定され、保管位置と少なくとも1つの操作位置との間で移動可能である荷物支持アームであって、保管位置にあるとき、前記床に隣接して配置され、操作位置にあるとき、ユーザによるその便利な使用のために、前記床から外方に、かつ前記荷床の上方に延ばされており、また前記ピンを摺動可能に受容するスロットを備え、操作位置に移動されるとき、前記荷床を開位置に支持する荷物支持アームと、

前記荷物支持アームから延在する少なくとも1つの突起であって、それらの取っ手によって、少なくとも1つの積載されたショッピングバッグを支持し、前記車両の運転中、前記少なくとも1つの積載されたショッピングバッグを直立位置に保持するように構成された少なくとも1つの突起と、

を備えていることを特徴とする装置。

【請求項2】

前記荷物支持アームは、前記保管位置にあるとき、前記床と実質的に同一平面にあることを特徴とする請求項1に記載の装置。

【請求項3】

前記荷物支持アームは、略I字状の形態を有し、1対の部材を備えており、各部材は、車両区画内に移動可能に固定されていることを特徴とする請求項1に記載の装置。

【請求項4】

前記少なくとも1つの突起は、隣接して離間された関係にある複数の突起を含んでいることを特徴とする請求項1に記載の装置。

【請求項5】

前記荷床は、旋回可能に互いに接続された1対の可動パネルを備えていることを特徴と

する請求項1に記載の装置。

【請求項6】

前記荷床は、対象物を受容かつ支持するために、そこに形成された少なくとも1つの凹部を備えていることを特徴とする請求項1に記載の装置。

【請求項7】

前記閉位置において前記荷床を保持し、前記荷床の不正な開動作を防ぐように構成された係止機構をさらに備えていることを特徴とする請求項1に記載の装置。

【請求項8】

前記保管区画内に配置され、前記保管区画を照明するように構成された光源をさらに備えていることを特徴とする請求項1に記載の装置。

【請求項9】

前記保管区画の壁は、前記保管区画が食料及び飲料用のクーラとして機能し得るように、断熱材料を含んでいることを特徴とする請求項1に記載の装置。

【請求項10】

物品を前記保管区画内に取出し可能に保持するために、前記保管区画内に配置された荷物ネットをさらに備えていることを特徴とする請求項1に記載の装置。

【請求項11】

前記保管区画内に配置された少なくとも1つの仕切りをさらに備えていることを特徴とする請求項1に記載の装置。

【請求項12】

前記保管区画と操作可能に関連付けられ、前記保管区画を露出させる開位置と前記保管区画の少なくとも1つの部分を覆う閉位置との間で移動可能である安全覆いをさらに備えていることを特徴とする請求項1に記載の装置。

【請求項13】

床を有する車両区画内で用いられる荷物管理装置において、

前記床内に配置されたハウジングであって、保管区画を画成する壁を備えるハウジングと、

閉位置と少なくとも1つの開位置との間で移動するように前記ハウジングに操作可能に固定された荷床であって、前記閉位置にあるとき、前記保管区画を覆い、前記1つの開位置にあるとき、前記保管位置へのユーザの接近を可能とし、旋回可能に互いに接続された1対の可動パネルを備え、ピンが前記パネルの1つの部分から延在する荷床と、

前記ハウジングに移動可能に固定され、保管位置と少なくとも1つの操作位置との間で移動可能である荷物支持アームであって、前記保管位置にあるとき、前記ハウジングに隣接して配置され、操作位置にあるとき、ユーザによるその便利な使用のために、前記ハウジングから外方に、かつ前記荷床の上方に延ばされており、また前記ピンを摺動可能に受容するスロットを備え、操作位置に移動されるとき、前記荷床が開位置に移動されるような荷物支持アームと、

前記荷物支持アームから延在する少なくとも1つの突起であって、それらの取っ手によって少なくとも1つの積載されたショッピングバッグを支持し、前記車両の運転中、前記少なくとも1つの積載されたショッピングバッグを直立位置に保持するように構成された少なくとも1つの突起と、

を備えていることを特徴とする装置。

【請求項14】

前記荷物支持アームは、前記保管位置にあるとき、前記ハウジングと実質的に同一平面にあることを特徴とする請求項13に記載の装置。

【請求項15】

前記荷物支持アームは、略U字状の形態を有し、1対の部材を備えており、各部材は、前記ハウジングに移動可能に固定されていることを特徴とする請求項13に記載の装置。

【請求項16】

前記少なくとも1つの突起は、隣接して離間された関係にある複数の突起を含んでいる

ことを特徴とする請求項1\_3に記載の装置。

【請求項 1\_7】

前記荷物支持アームのスロットは、操作位置にあるとき、前記荷床を開位置に保持するように構成されていることを特徴とする請求項1\_3に記載の装置。

【請求項 1\_8】

前記荷床は、対象物を受容かつ支持するために、そこに形成された少なくとも1つの凹部を備えていることを特徴とする請求項1\_3に記載の装置。

【請求項 1\_9】

閉位置において前記荷床を保持し、前記荷床の不正な開動作を防ぐように構成された係止機構をさらに備えていることを特徴とする請求項1\_3に記載の装置。

【請求項 2\_0】

前記保管区画内に配置され、前記保管区画を照明するように構成された光源をさらに備えていることを特徴とする請求項1\_3に記載の装置。

【請求項 2\_1】

前記保管区画の壁は、前記保管区画が食料及び飲料用のクーラとして機能し得るように、断熱材料を含んでいることを特徴とする請求項1\_3に記載の装置。

【請求項 2\_2】

物品を前記保管区画内に取出し可能に保持するために、前記保管区画内に配置された荷物ネットをさらに備えていることを特徴とする請求項1\_3に記載の装置。

【請求項 2\_3】

前記保管区画内に配置された少なくとも1つの仕切りをさらに備えていることを特徴とする請求項1\_3に記載の装置。

【請求項 2\_4】

前記保管区画と操作可能に関連付けられ、前記保管区画を露出させる開位置と前記保管区画の少なくとも1つの部分を覆う閉位置との間で移動可能である安全覆いをさらに備えていることを特徴とする請求項1\_3に記載の装置。